

結婚なこうど人、大募集！

◆矢掛町結婚仲人報奨金支給制度◆

1 目的

矢掛町の人口を増やすことを目的として仲人を募集します。
結婚を希望されている方々に仲人が積極的にかかわっていただくことによって、婚姻が成立した場合に報奨金をお支払いします。

2 登録開始日

平成29年8月1日より開始となります。

3 登録期間

登録日より1年間とし、更新を希望される場合には新たに登録手続きを行ってください。

4 通称

「結婚なこうど人」と言います。

5 登録できる人

矢掛町に住民票がある人

6 登録方法

矢掛町社会福祉協議会に備え付け、もしくは矢掛町社会福祉協議会のホームページに掲載の「矢掛町結婚仲人登録申請書」に記入・捺印のうえ提出してください。
※登録料は不要です

7 報奨金額

成婚1組につき100,000円 ※複数の仲人が関わっている場合は分割して支給します。

8 支給要件

婚姻者が、婚姻後に矢掛町内に住所を有し、引き続き2年以上定住の意思がある結婚希望者を仲介した場合に支給対象とします。
ただし、婚姻者の三親等以内の親族である人は除きます。

9 支給の手続き

支給対象基準日を婚姻届が受理された日とし、結婚仲人報奨金交付申請(請求)書及び婚姻報告書が矢掛町社会福祉協議会長に提出され、内容を確認後、報奨金の支給を決定します。